

平成 23 年 9 月 21 日

全学共通教育システム委員会

委員長 淡路敏之 殿

全学共通教育システム検討小委員会

委員長 有賀 哲也

全学共通教育システム検討小委員会議論のまとめ

(1) 提言の要旨

全学共通教育システム検討小委員会は、第 37 回全学共通教育システム委員会の議により、本学の目指す「全人教育」の基盤としての共通・教養教育の在り方やその実現等を議論する場として同委員会の下に設置され、具体的な改善案の提案を含む審議結果の報告が求められている。これに対して、本小委員会は以下の内容を報告することとした。

- ・全学共通教育システムは、学士課程教育に責任を負う各学部が各々のカリキュラム・ポリシーに照らして適切な共通・教養教育カリキュラムを設計するための枠組みを提供することが要請される。現状の全学共通教育システムはこの要請に込えているとは言えず、速やかに以下の改善を行うことが必要である。
 - ・「複数群科目」という科目分類は廃止し、現在複数群に跨っている科目は何れかの科目群へ適切に振り分ける。
 - ・現在の科目群を変更し、新たに次の 5 群を提案する。
 - i. 人文・社会科学系科目群（概ね現在の A 群のコアとなる部分相当）
 - ii. 自然・応用科学系科目群（概ね現在の B 群相当）
 - iii. 外国語科目群（概ね現在の C 群相当）
 - iv. 生活・環境科目群（仮称）：現代の社会生活と直接関連する学術・技能に係る科目を集めて新たな科目群とする。
 - v. 拡大科目群（仮称）：上記の 4 群にとらわれず、内容・水準共にバラエティーに富んだ科目を集めて新たな科目群とする。
 - ・人文・社会科学に関する群科目（現行では A 群科目）を幾つかの系に分け、個々の開講科目の必要性や適切性を履修学生の属する学部からの委員も交えた委員会等で検討する体制を導入する。必要に応じて生活・環境科目群（仮称）も同様とする。
 - ・科目提供に際し、開講科目のレベル（内容の専門性の程度）による分類も導入し、順次性を考慮した体系的なカリキュラム設計による指導が可能となるようにする。
- この他、種々の教育評価への対応や求められる学士力の養成を考慮しつつ、開講科目の整理やいわゆるキャップ制の導入等の問題について、各学部は共通教育システム委員会等において議論を深め、協力して早急に対応する必要がある。

(2) 本小委員会の経緯

平成 23 年 3 月 9 日開催の全学共通教育システム委員会（第 37 回）において、

- ・「京都大学の学士課程における教養・共通教育の理念」（平成 22 年 4 月研究科長部会で報告・承認）にかかる具体的な検討
- ・現在の複数群科目に関する諸問題の改善
- ・全学共通科目の整理やコアカリキュラム等についての具体的な検討
- ・順次性・体系性を考慮した教育課程編成や単位の実質化等の認証評価事項への対応等の全学共通教育に関する諸問題についての集中的な審議が行なわれ、本学の目指す「全人教育」の基盤としての共通・教養教育の今後の在り方や実現等を議論する場として、共通教育システム委員会の下部委員会として本小委員会が設置され、具体的な改善案の提案を含む審議結果の報告が求められた。

本小委員会は 4 回（平成 23 年 4 月 26 日、5 月 26 日、6 月 23 日、7 月 28 日）開催され、本小委員会に付託された事項等についての集中審議が行なわれ、第 1 回小委員会においては、審議結果を本年 9 月末を目途に報告することが確認された。第 4 回小委員会においては小委員会の中間まとめとしての委員長案が提示された。その内容は 8 月 24 日開催の全学共通教育システム委員会（第 38 回）で報告され、議論の方向性について承認を受けている。

第 1 回小委員会では、本学の全学共通科目は共通・教養教育とも呼ばれ、教養教育と共通教育の両面があることが確認された。その上で、本小委員会に付託された審議事項についての説明と、それに基づく意見交換が行われた。

いわゆる「ゆとり教育」の導入に見られた初等中等教育の学習指導要領の改訂による基礎学力の変化について、指摘が行なわれた。現在の初等中等教育の学習指導要領は、本学の授業担当教員の学生時代のものとは大きく異なっており、一般的な教養にかかる知識の修得に関して質的にも量的にも大きく変化しているが、この点に対する授業担当教員の配慮が不十分ではないかとの指摘があった。例えば「理科」およびいわゆる「社会科」について、現在の学習指導要領では、科目レベルで必修化されているものは、理科は 11 科目中 2 科目、社会は 9 科目中 3～4 科目であり、本学全学共通科目の現在の枠組みを議論した平成 5 年頃のものと比較しても、質的にも量的にも極めて薄くなっている。これは他の教科・科目についても同様の傾向といえる。さらに 18 歳人口の減少から学部入学試験の競争が緩和されたこととも相俟って、近年の本学入学者の基礎学力の変化および一般教養修得に関する水準の偏差は大きくなっており、これらは看過できないものとなっている。このような事情は、「京都大学の学士課程における教養・共通教育の理念について」（平成 22 年 3 月 29 日付、同 4 月研究科長部会にて報告）でも指摘されており、部局長会議・研究科長部会においては共通の認識となっている。

教養教育に限定すれば、この問題は、豊かな教養を有する人材の輩出を謳う本学の基本理念の実現の点からも深刻な問題といえる。大学における教養教育は、本来は、（4 年制学部では）在学 4 年間を通して行なわれるべきものとも考えられるが、現実には、医学を含む理系学部では専門課程における実験・実習・演習等の制約から、1・2 回生時（特に入学から 1 年半程度の期間）に集中的に行なわざるを得ない。さらに本学の事情をいえば、入学者全体の約 7 割が（高等学校で理科系の勉強をした）いわゆる理科系学生であるが、過去の教養教育の議論の中ではこの事実に対する認識が必ずしも十分であったとはいえない。この約 7 割の理科系出身学生の中には、特に近年、本学の理系入試科目に特化した受験勉強を高等学校で行なっていたためか、いわゆる人文・社会科学に関する

る一般的知識・教養が著しく欠如する例が散見され、本学入学者を「高校4年生」とも位置づけた一般教養の修得の必要を説く声も聞かれる。すなわち、この約7割を占める理科系出身学生に対する教養教育としては、現行の「高度一般教育としてのA群科目」の水準が高度に過ぎるとの懸念があり、これらの科目に先立つ基礎的な内容の科目の充実がむしろ喫緊の課題との指摘がある。一方、約3割の文科系出身学生を対象とした理系学術の基礎・教養科目が不十分との指摘は従前からあるものの、その改善がいつこうに果たされないまま現在に至っていることも大きな問題である。

外国語の問題も深刻で、「卒業単位のための外国語」という極めて消極的な態度で履修する学生がいる一方で、将来のキャリア形成を考えて学外の専門学校等に自費で通って外国語の学習に取り組んでいる学生もいる。昨今本学で進められている「英語による科目」の導入を考慮した場合、(1) 全学生に対する英語能力の向上とスキルアップ、(2) 熱意ある学生に対する第二（あるいは第三）外国語学習の充実という2本立てで外国語教育の一層の充実を図ることも一つの方向であり、学部ごとのカリキュラム・ポリシーに沿ってこれまでとは異なる視点での議論が必要と考えられる。

複数群科目問題は全学共通教育システム委員会においても既に議論されている通りである。複数群への科目分類は、本来は学際的な学域の科目を複数群に分類するという学術的な意義であった。しかし現実の学生の科目選択行動では、各学部の卒業要件との絡みの中で、既修得の知識で単位を取り易い科目を選択して履修する傾向があり、不適切な事態を生んでいる。現在のA・B・C・D群による科目分類は、20年以上前の旧大学設置基準の分類を踏襲したものであり、この複数群科目の問題を論じる際には、現行の科目群の枠組み自体を抜本的に論じることが合理的との見方もある。またその中で、ポケット・ゼミの位置づけについても再検討することが必要と考えられる。

第2回小委員会では、第1回小委員会で指摘された諸事項を具体的に検証することから開始し、委員の分担により「京都大学の学士課程における教養・共通教育の理念（平成22年3月29日付）」、「基礎教育専門委員会報告（平成22年1月付）」、「複数群科目検討ワーキング・グループ検討結果報告（平成23年1月付）」および「京都大学キャンパス・ミーティング報告（平成23年6月付）」の内容のレビューから開始した。その中では、第1回小委員会で指摘された事項に関連して、さらに具体的な形で問題の指摘が行なわれ、例えば、開講科目数が多すぎて履修に際して学生が迷ってしまうこと、クラス規模に極端な大小の差があること、非常勤講師による代替講義が固定化されていること、専門性が過度に高度な一部科目について教養・共通教育としての意義が不明瞭であること等が指摘された。また全学共通科目の開講に関し、一部の科目部会の審査が十分に機能していないことも指摘された。さらに現在のA群科目については、(B群科目における)科目部会に相当する議論の場がなく、透明な議論の場で、当該学術の特性も考慮しつつ、履修学生を抱える各学部の事情を考慮して個々の科目の開講の適切性等を詳細に審議する体制になっていない実情が再確認され、その改善は急務の課題であるとの認識が共有された。

一方、現行の大学設置基準と本学通則に沿えば、教養教育を含めた教育課程の編成は各学部が責任を持つことであり、これは学部の権利でもあり義務でもある。昨今の大学教育にかかる議論ではアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三者が一体で議論されているが、これはいわゆる「4年一貫教育」が、公表されている明確な指針をもって実施されることを論じるものである。教養教育に限定して議論を深めると、本学では、基本理念においては教養が豊かな人材の育成を謳い、通則第15条においても教養教育を規定し、また同第16条では科目分類として「教養科目」を規定している。従って各学部は、適切に、教養教育（教養科目の履修）

を当該学部の教育課程に組み込むことが要請されている。また一方で、同第 16 条では、本学の開講科目を開講対象による区分として全学共通科目と学部科目とを規定しており、「京都大学における全学共通教育の実施に関する規程」では、全学共通教育において必要な科目の提供を担う組織として実施責任部局を定めている。これらを総合すると、求められる学士力あるいはディプロマ・ポリシーに向けた必要な教養教育のデザインは当該学部がその責任を担い、その実現に必要な科目の全学共通科目としての提供と実施は実施責任部局が負うこととなる。つまり全学共通教育実施責任部局、及びその協力部局は、各学部の目指す教養教育に必要な科目の共通科目としての提供と実施に対して責任を持つ組織であり、各学部にとって教養教育をデザインする組織ではない。ここで注意しなければならないことは、10 学部の独自の教養教育に対する要請の全てを限られた教員の実施責任部局が負うことは不可能である。各学部の目指す教養教育を全学共通科目としてどのように協力して実施するかを調整する場として、全学共通教育システム委員会が存在している。この事情は、外国語および（理系学部の数学・物理等の）共通教育についても同様であり、今後の議論の中では、学部および実施責任部局の負うべき事項を再確認することが必要である。

第 3 回小委員会では、平成 3 年の大学設置基準の大綱化による一般教育科目・教養科目と専門科目の位置づけの変化等についての説明が行なわれるとともに、第 2 回小委員会よりさらに具体的な個々の問題についての意見交換があった。例えば、ある文系学部では、専門分野とは異なる分野について、基礎的・俯瞰的な科目の履修を学生に推奨したいが、現状では A 群科目としてひとくくりの科目群であるために履修指導を行なう上での困難がある。もう少し細かな科目のグループ分けと、専門性の程度・水準についてのラベリングをして欲しいとの要請が出された。また、実施責任部局の科目提供は、「必要に応じて」と規定されているものの、個々の提供科目の必要性に関する検証が十分に行なわれていない。さらに深刻な問題は、いわゆる 34 人問題に起因する協力部局による提供義務科目の問題で、自部局の得意な分野の科目を提供する傾向が強いため、結果として、開講科目全体で内容の著しい重複が生じる反面、共通・教養科目として当然開講されるべき内容の科目が手薄になるという問題が生じている。教養教育においても共通教育においても、必要な科目は時代とともに変化しており、各学部は全学共通教育システム委員会を通じてその要望を実施責任部局と協力部局に明示すべきであり、それをもとにした開講科目の審査・調整が必要である。

さらに具体的な問題としては、「基礎ゼミナール」の中には専門性が過度に高く、いわゆる学部専門科目相当の内容のものも見受けられることが指摘された。全学共通教育実施責任部局は、10 学部に対する共通・教養教育において必要な科目の提供として、内容の高度なゼミナール科目ではなく、各学部のニーズに沿って、もっと基礎的な内容の講義科目の提供に力を注ぐべきではないか。しかしその一方で、人間・環境学研究科では、全共、総人、大学院の三者に係るミッションを全て果たす教員人事を行う必要のため、最善の努力を行なってはいるものの、場合によっては必要な全学共通科目を担当できる教員を直ちに取れない場合もあり、運営において非常に苦労しているという実情も報告された。

また学部の事情に起因する問題として、理系学部の一部で、コース分属あるいは進級時の要件として B 群・C 群科目の成績しか考慮しない事例が有り、そのため学生が A 群科目を軽視し、結果として安易な単位目的の履修が根強く行なわれているとの指摘があった。またクラス配当時間割が過度にタイトな学部では、この時間割の制約のために、学生の適切な A 群科目の選択・履修が損なわれているとの指摘もあった。現状では、クラス配当科目と一般選択科目の重なりの問題は深刻で、

時間割の見直しや、A 群科目をどの曜時限に開講すべきかを具体的に検証する必要があるとの指摘もあった。

外国語教育については、英語部会はリーディング／ライティングを中心とする学術目的の英語教育を重視しているが、学生はオーラル・コミュニケーション等のより実践的能力の向上も求めており、学生の希望と科目提供の間に齟齬があるのではないかとの指摘がある一方、大学は海外旅行に必要な程度の英会話を教える場ではないとの意見も出された。また今や「地球語」ともいわれる英語の能力の向上を第一義とするべきとの意見も出される一方、英語以外の外国語を教養として学ぶことは多文化理解の観点からの意義があるとの指摘もあった。いずれにせよ、この問題は、求められる学士力の観点から各学部が検討する事項であり、学部は外国語教育の在り方を抜本的に再検討すべきである。「卒業単位だけのための外国語履修」といった無意味な履修行動を根絶するための対応は早急に行われるべきものである。

情報教育については、他大学での情報リテラシー教育の必修化の事例が報告され、本学の情報教育の在り方についての意見陳述がなされた。

第 4 回小委員会では、これまでの議論を踏まえて、小委員会報告についての委員長私案が提示され、それに沿って意見交換が行われた。

(3) 大学設置基準の視点からの教養教育

本学における各学部の教育課程の編成は、本学の基本理念や当該学部求められる学士力の観点から学部専権事項として行なわれるものと考えられるが、一方で、その枠組みとしての大学設置基準による制約等は議論の前提として当然考慮されるべき事項である。現在の全学共通教育体制の導入は平成 3 年の大学設置基準の変更・大綱化を踏まえたものであるが、旧設置基準の「一般教育科目」の考え方が背後にあるものと推測される。しかし大学設置基準の大綱化から約 20 年経過した現在では、大綱化の趣旨、いわゆる「学部 4 年一貫教育」の考え方に沿い、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づく議論、あるいは求められる学士力の視点から、各学部の教育課程の組み立てを抜本的に考えるべき時期に至ったとも考えられる。

今後の議論の理解を深めるため、新旧大学設置基準に沿った事実の検証を行なっておく。旧設置基準では、授業科目はその内容により、「一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育課科目」(第 19 条)に分類され、一般教育科目については「一般教育科目に関する授業科目を人文、社会及び自然の 3 分野にわたって開設するも」(第 20 条)ことが定められた上で、卒業要件として「人文、社会及び自然の 3 分野にわたり (最小要件 124 単位中) 36 単位」の修得が義務づけられていた。外国語については (大学には 2 ケ国語以上の開設を要求する中で) 「一の外国語の科目 8 単位」(ただし医歯学系では英語を含む 2 ケ国語 16 単位) と、最小要件としては 1 ケ国語のみが要求されている。その上で、2 ケ国語以上の外国語科目の修得の扱いは、上記 1 ケ国語以外の外国語は専門教育科目の単位とみなすことが定められていた。この他に保健体育科目に関する授業科目の開設が要求され (第 22 条)、専門教育科目については (最小) 76 単位の修得が義務づけられている。なお、医学部等に関しては別規定が定められている。

これに対して現行の新設置基準では、第 19 条において「第 1 項：大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。第 2 項：教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう

適切に配慮しなければならない。」との包括的な記述に変わり、「教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」(第 20 条) という記述になっている。卒業要件についても(4年制の課程の)最小要件として124単位の修得を義務づけているが、その内容や個別的な単位数等の制約は設けていない。

以上の設置基準の比較から分るとおり、現行の大学設置基準では「一般教育」的な要求や外国語科目修得の必修制はなく、各学部は求められる学士力の観点から適切に「体系的に教育課程を編成」することのみが求められている。ただしこの際、本学については、(1)「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」(設置基準第 19 条)、(2)「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。」(京都大学の基本理念)、(3)「教育課程の編成に当たっては、(中略)、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。」(通則 15 条) から、各学部の教育課程の中には適切な形で教養教育を盛り込むことが要求されているものと理解される。

また外国語についての明示的な要求はないものの、基本理念において「世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する」ことが謳われており、相当の外国語のコミュニケーション能力の涵養は求められるものと考えられる。その教育の実施についても、教養教育や外国語教育は全て全学共通科目の共通・教養教育の枠内で行なわねばならないという制約はなく、各学部が必要に応じて学部科目として実施することも可能である。

設置基準の変更ならびに旧教養部から総合人間学部への移行に際し、教育および組織の継続性、さらにそれに伴う配置教員数等の観点から、全学共通教育体制が導入され、全学共通科目の分類としては人文・社会科学を中心とした A 群科目、自然科学を中心とした B 群科目、外国語科目としての C 群、保健体育を含む D 群という 4 つの群科目分類が導入され、(当時の)総合人間学部を全学共通科目の実施に責任を持つ部局と位置づけたことは合理的な判断であったと考えられる。また各学部の卒業要件における教養科目、外国語科目の位置づけにおいて、旧設置基準の一般教育科目・外国語科目等の要件が踏襲されたことも合理的と考えられる。しかし、新設置基準に移行して約 20 年経過した現在では、現行の大学設置基準の枠内で、自由な発想によって、時代の要請に応える適切な教育課程をデザインすることが重要と考えられる。すなわちどの程度の教養の涵養を要求するのか、卒業要件における外国語は幾つの言語を何単位要求するのか、情報教育はどのような位置づけとするのか、専門教育はどのように展開するのか等、現在の本学入学者の学力水準を考慮した教育課程のデザインを行なうことが必要で、その際にはカリキュラム・ポリシーに則った体系性と順次性を明確にすることが求められている。その上で、各学部のニーズに合った共通・教養教育にかかる科目提供の在り方やその実施を、10 学部と全学共通教育実施責任部局および協力部局が対等に議論することが、本学の共通・教養教育の改善に向けた全うな道筋であろう。

ただし、旧教養部が共通・教養教育を担っていた旧システムとの大きな相違は、現行の全学共通教育実施責任部局である総合人間学部および理学部は独立した学部組織であることであり、その運営上の自治は本学基本理念に沿って尊重されねばならず、これらの部局の現状を無視した制度設計を行なうことは困難である。各学部が求める学士力あるいは当該学部のカリキュラム・ポリシーに沿ってデザインする教養教育や専門基礎教育を、全学共通教育実施責任部局の負担能力等を著しく無視して、共通・教養教育としての実施を一方向的に要求することは慎むべきである。しかし一方で、総合人間学部および理学部には全学共通教育の実施を担う前提で教員定員が配置されていること

は事実であり、共通・教養教育についての各学部のニーズ・希望等に対して最大限協力すべきと考えられる。すなわち、全学共通教育実施責任部局の教員人事等の際には、必要に応じて、各学部の共通・教養教育についてのニーズ等に最大限応えるべき努力が必要であり、この事情はいわゆる34人問題等と関わって全学共通科目提供義務を負っている全ての部局について同様である。過去には教育課程委員会制度（平成5年～平成14年）により、この種の検証が行なわれていたが、平成15年の高等教育研究開発推進機構発足以後は、その検証は十分とは言えない。この全学共通教育の負担問題を、本学基本理念に部局自治の尊重と並んで謳われる「全学的な調和」的運営によって解決することが求められるが、そのような調和的な合意が不可能な場合には、旧教養部から総合人間学部への移行の際の議論に立ち返って、教員定員の配置の在り方から再度の抜本的な議論を行なうことも必要となるであろう。

(4) 全学共通教育システム検討小委員会からの改善案

全学共通教育システム検討小委員会は、4回の委員会での集中的な議論により、本学の全学共通教育および共通・教養教育の実施の改善について、以下の事項を提案する。

- ◆全学共通科目の複数の群への分類は、今後は全てとりやめる。現在複数群に跨って分類されている科目は適切な何れかの科目群へ適切に振り分ける。各科目の群科目分類の適切性の審査は、最終的には、全学共通教育システム委員会で行なう。
- ◆科目群の定義を変更し、今後の科目群として、以下の5群を提案する。
 - i. 人文・社会科学系科目群：現在のA群科目のコアを形成しているような、人文・社会科学に関する科目を想定している。
 - ii. 自然・応用科学系科目群：概ね、現行のB群科目と同様のものと考えられる。
 - iii. 外国語科目群：概ね、現行のC群科目と同様のものと考えられる。
 - iv. 生活・環境科目群（仮称）：現代の生活環境や社会環境と密接な関係を持つ学域に関する科目を集めて新たな群とする。具体的には、健康科学やスポーツ実習等の現在のD群科目のほか、環境問題、知財の問題、科学・技術と倫理、防災、人権およびジェンダー問題等、現代社会と密着に関わる科目や情報リテラシー等が想定される。現在の複数群科目の幾つかもこの新たな群科目に分類されるものがあるものと考えられる。
 - v. 拡大科目群（仮称）：現在の単位互換科目のEX群を含み、また現在の一部の複数群科目のように既存の科目分類にあてはまりにくい科目、あるいは内容・水準等にバラツキがあり、全学共通教育のバラエティーとしての開講意義は認められるものの、教育課程の体系性・順次性の観点からはややそぐわない多様な科目を集めて、新たな群とする。
- ◆上記の i) 人文・社会科学系科目は3ないし5の小科目群・カテゴリー（現在のA群科目であれば既に定められている7つの系）に分けて、履修学生の属する学部からの委員も含めた委員会等を構成し、各学部の開講科目についてのニーズ等の調整を図ると共に、個々の提供科目の適切性や開講の必要性を審議する。

また、iii) 生活・環境科目群においても幾つかの小科目群に分け、同様の審議を行なう。

なお、自然・応用科学系科目群と外国語科目群については、現在の科目部会の体制を継続するが、個々の開講科目の必要性や適切性の審議に関しては、一層丁寧な審議を要請する。
- ◆全学共通科目としての科目提供に際し、当該科目のレベル（内容の専門性の水準）による分類も導入する。特に現行のA群あるいは新たな「人文・社会科学系科目群」の科目については、おお

よそ次のような3段階程度の階層化を図り、その明示（ラベリング）を行ない、各学部並びに履修学生への情報提供を行なう。

- i. 初修教養科目：（社会科等の高等学校での選択制により）高校での未修者等を視野に入れた導入的・分野俯瞰的な教養科目
- ii. 標準的教養科目（現在の高度一般教育としてのA群科目の中でいえば、過度に専門的な内容でないものを想定している）
- iii. 高度教養科目：文系学部の専門基礎的な性格を持ち文系学部の共通教育とも考えられる科目

今後の本学の教養教育を検討する場合、各学部がそれぞれに求められる学士力の観点から当該学部の教養教育の在り方等を考え、必要な科目を精査して開講要請を行なったうえでその調整のための全学議論を深めることは理想的な姿と思われるが、現在の全学共通教育の実施責任部局の事情を考えると、このような議論は現実的な対応とは言いがたい。むしろ現在の全学共通教育の実施責任部局および協力部局から（主として、いわゆるデューティー科目として）提供される科目を整理して、上記の意味でのラベリングを行ない、それをもとに各学部が当該学部の教養教育の実施を考える方が現実的と思われる。ただし、上記のラベリングは例示であり、当該授業科目の学域や授業方法、授業担当者の意向に留意して行なう必要がある。このような授業科目の整理・分類・ラベリングは、各学部が教養教育を含めた体系的かつ順次性を持った教育課程を構築し、それに沿った学生指導を行ない、また履修する学生に適切な科目選択を行なうための判断基準を明示することがその目的である。従って、すべての科目にラベリングを行うのは当然であるが、上記の3つのラベリングにこだわる必要はない。ただし、ラベリングの目的を無視して安易な議論に基づき形式的な対応をすると、本学の教養教育に一層の問題を生じさせる可能性がある。同様なラベリングは、共通教育として行なわれている基礎科目についても適用されるものであり、これらのラベリングの最終決定は全学共通教育システム委員会の所掌であることを確認しておくべきであろう。

ここで注意すべきは、教養教育あるいは教養科目を狭義に捉えることは、本学の目指す「全人教育」の観点からも好ましいとは言えないことである。本学入学者の約7割が高等学校では理科系出身者であり、いわゆる「社会科」の選択性ならびに理系入学試験科目対策のために古典文学、地理・歴史等に関する一般常識・一般教養に欠如が見られる学生が入学していることは事実である。同様に、約3割の文科系出身学生の一部には、理科に関する一般常識・一般教養が大きく欠如している事例も見受けられる。従ってこれらの事実を前提とした一般教養・一般常識に関する授業科目を用意することは必要であり、現実には数学や物理ではそういうケアをしている。一方で、例えば、経済学に関する標準的あるいはやや高度な内容の共通科目が法学部の学生にとっては教養的な役割を果たすこともあるであろうし、生物の先端的な話題の解説が工学部の機械系の学生にとっての教養教育となる場合もある。本学の目指す「全人教育」の基盤となるような教養教育は多様かつ層の厚いものであらねばならず、この視点は本学がこれまで積み重ねてきた教養教育の伝統であると考えられる。

しかし繰り返すことになるが、社会人の一般常識とも結び付くような基礎的な内容にかかる幾つかの学域については、「i.初修教養科目」の開講要請が高いことは事実であり、その具体化については早期に調整を図るべきである。ただし、この「i.初修教養科目」の導入の際に、既修得の知識だけでこの初修的科目ばかりを安易に履修し、結果として何らの教養の涵養にもならないような事態は容易に想像されるので、各学部は「i.初修教養科目」の開講に際してはこれまで以上にきめ細か

な学生指導あるいは卒業要件の設定が必要である。その際に、求められる学士力の観点から、テーマ性あるいはストーリー性を持つ教養教育を全学共通科目を利用してデザインするという、これまでとは違った方法も考えられる。現在の本学の全学共通教育の根元的な問題点の一つに、全学共通科目という授業科目のマーケットに対し、ややもすれば、学生は卒業要件を容易に満すという観点のみから単位消費行動として科目履修を行なっているという事情が考えられる。どのように科目を整理・ラベリング等を行なっても、適切な履修指導あるいは卒業要件の設定がなければ結果は同じであり、それなしでは「i.初修教養科目」の導入によって学生の資質を一層下げることにもなりかねない。

さらに開講科目の群科目分類においても注意を要する。例えば環境問題に関する科目は、取扱いによっては「自然・応用科学」であるが、講義の展開によっては「生活・環境」科目となるであろう。また **Shakespeare** の戯曲を原語で読むことは、授業の展開によっては外国語科目であるが、別の展開によっては英文学にかかる人文科学の科目とも考えられる。授業科目を単にキーワードだけで分類することは誤解を生む可能性があり、科目部会などで個々の科目毎に詳細な検討を行なうことが重要である。また現行の「英語講義」は英語で行なわれる講義であっていわゆる外国語科目ではないことも、この際に確認しておくべきことと考えられる。

理系学部では、クラス配当時間割が表面的にはタイトなあまり、理念論としての履修指導が行なわれても、現実に学生が選択できる科目の幅が限られているという事態があり、これも早急な改善が必要である。クラス配当授業は、本来は当該クラスの殆んど全員が履修するという前提で配置されるものである。クラス配当時間割の中で、実習・実験科目のように履修制限の都合から記載されているものは別扱い表示をするなどの工夫を行ない、学生が適切に教養科目の選択ができるような最大限の配慮を行なうべきである。

制度上で再確認すべき事項は、全学共通教育における開講科目は本来各学部のニーズに基づいて決定されるべきものであるということである。これに対して、全学共通教育実施責任部局は、各学部が必要とする科目の提供と実施に責任を持っている。協力部局においてもいわゆるデューティー科目については同様である。科目の開講は各学部からのニーズを前提としており、この意味では各学部はどのような教養教育、外国語教育、基礎教育を全学共通科目の枠組みで必要としているかを積極的に明示すべきであり、それに基づく開講科目の十分な調整等を全学共通教育システム委員会等の場で行なうことが重要である。その上で、共通教育実施責任部局は必要な授業科目の提供と実施に責任を負うことになるが、それは、場合によっては、当該部局の教員人事の際は全学共通教育システム委員会等の場で得られた全学合意が制約条件となる可能性もあることを、予め理解しておくべきである。このことは 34 人問題に派生してデューティーを伴う教員定員を持つ協力部局についても同様であり、必要があれば、教員定員の配置を検討する別の場で十分な理解を醸成するべきである。

最後に、共通・教養教育あるいは全学共通教育の議論においても、認証評価への対応を視野に入れておくことを忘れることはできない。認証評価は設置基準を満たしているかどうかの評価であり、その根幹は順次性・体系性をもった教育課程の編成とその適切な実施が問われる。ここで注意すべきことは、この適切性の中にはいわゆる「キャップ制」の問題が含まれているが、本学では、一部の学部を除いてこの基準を満たしていないのが現状である。キャップ制そのものの議論は各学部で論じられるべきものであるが、 Semester 毎の全学共通科目の履修単位数に上限を設けるなどの補助的な対応は考えられる。キャップ制の問題は次回認証評価までに解決すべき重要課題であり、全

学共通教育システム委員会の場で取り上げるべき重要課題と考えられる。

(5) 補足

全学共通教育の改善を平成 25 年度から実施するには、平成 24 年度（次年度）の前期に議論される「次年度開講科目設計」の際には結論が出ていることが必要である。この結論の中には、学部で審議して決定する事項（適切な共通・教養教育のデザイン、外国語の卒業要件も含む単位数の変更、履修指導の方法の概略等）も含まれるため、早々の議論開始が必要である。このためには、本小委員会からの改善案の中で、次年度からでも実施できる事項については直ちに着手するとともに、改善案を実施する上での具体的な施策の取りまとめを、年内を目処に行なうことが必要であろう。